

こんな時、教育・保育給付認定の変更申請が必要です！



①標準時間または短時間利用で仕事をしていたが、妊娠して産休に入る場合または退職した場合

- 母子健康手帳の写しが必要です
- ※出産要件の対象は出産予定日の8週間前からです。

②出産後8週間が経過した月が終了し、引き続き仕事には戻らず、出産した子どもの育児を行う場合（産休→育休）

- ※妊娠出産期間のみの調整で入所となった場合には適用ありません。
- ※保育必要量は「短時間」となります。

③求職、産休、育休等から就労する場合

- 就労証明書又は入所理由証明書の提出が必要です。

④職場や勤務時間、勤務地の変更などにより標準時間・短時間の変更が必要な場合

- 就労証明書又は入所理由証明書の提出が必要です。

⑤仕事を退職し、求職活動をする場合 ※保育必要量は「短時間」となります。

※③と④に関して就労要件の対象は、勤務時間（休憩時間を含む）が月64時間以上の方となります。

また、標準時間を認定するためには一定の条件があります。

※上記以外にも教育・保育給付認定の変更申請が必要な場合がありますので、下記までお問い合わせください

申請された変更内容にて保育施設をご利用いただけるのは、

最短で申請日の属する月の翌月1日からになります。月途中の変更は対応致しかねますので、必ず前月の25日までには当該申請の手続きをお済ませいただきますようお願い致します。

※申請用紙は大東市役所西別館1階こども家庭室保育幼稚園グループ窓口もしくは各園にあります。



【お問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部
こども家庭室 保育幼稚園グループ
☎072-870-0474